

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 長 谷 代 子

論 文 題 目

大気汚染物質の削減に使用される排出枠及び削減クレジットの法的性質
—二酸化硫黄及び温室効果ガスの排出量取引を主な対象として

論文審査担当者

主 査	名古屋大学大学院環境学研究科	教 授	高村ゆかり
副 査	名古屋大学大学院環境学研究科	教 授	山田 高敬
副 査	名古屋大学大学院環境学研究科	教 授	黒田 達朗
副 査	名古屋大学大学院環境学研究科	准教授	増沢 陽子
副 査	名古屋大学大学院環境学研究科	准教授	野村 康
副 査	名古屋大学大学院環境学研究科	准教授	赤渕 芳宏

論文審査の結果の要旨

本論文は、環境負荷の要因となる汚染物質の削減量を自由に取引可能なものとし、その削減に経済的インセンティブを付与することで、取引を通じた効率的な削減を目指す排出量取引制度において取引対象となる排出枠・削減クレジット（以下、「排出枠等」）が伴う権利義務に着目し、その権利・義務の構造と内容を明らかにするとともに、効率的な排出削減という制度目的をよりよく実現するために定められるべき権利・義務は何か、その内容・条件はいかなるものかを明らかにしようとするものである。

そのために、本論文では、第1に、諸制度における排出枠等に伴う権利・義務を精緻に比較検討し、その内容と特質を明らかにすることをめざした。これまで独自に検討されることの少なかった削減クレジットも含め、諸制度の規定、立法過程、学説や裁判例等の比較・分析を行った（第1章～第4章、および第6章）。第1章で米国二酸化硫黄（SO₂）排出量取引制度を対象とし、第2章以降は主に温室効果ガス（GHG）の制度を対象とし、第2章で京都メカニズム、第3章において欧州GHG排出量取引制度を取り上げた。第4章では、SO₂やGHGの排出枠や削減クレジットを含む取引制度における「取引可能な（排出）許可」を、財産権との関係で法的にどのように位置づけるかを検討した上で、第1章からの検討を踏まえ、排出枠に伴う権利・義務の構造とその内容・特質を明らかにした。第6章では、GHGの削減クレジットに伴う権利・義務について、排出枠との共通点及び相違点を整理した。

第2に、実際の制度において排出枠等をめぐる権利・義務が問題となったと考えられる問題事例を分析し、上記の検討を踏まえて、いかなる制度上の対応が必要かを検討した（第5章、第7章）。第5章では、欧州GHG排出量取引制度が直面した問題（余剰排出枠の取消等の調整措置、排出枠等の詐欺・盗難事件）を基に、制度における課題と対策を検討した。欧州で生じた余剰排出枠をめぐって、予期しない事後的な制度変更が取得者の権利を侵害し、取引を阻害する恐れがあるため、措置により生じた損害の補償の有無、及び調整措置の発動要件を予め明確化し、取引における予見可能性を高めることが必要であるとした。また、欧州で生じた排出枠等の詐欺・盗難事件では、各国の法的取扱いが異なる中で、私的側面の権利の保護を担保する制度整備が必要で、登録簿への登録行為と取引行為が成立する要件との関係性を整理・統一すること、及び各国の金融関連法等取引を規律する法令によって、先物取引等のデリバティブ取引に加え現物取引も含めた形で網羅的に規制することが必要であるとした。第7章では、特に、森林等の環境資源を利用する事業の実施に際して、事業外の他者の権利と衝突し、他者の権利を侵害しているCDMの事例を基に、削減クレジット制度における課題と対策を検討し、利害関係者協議手続きの策定と持続可能性に関する基準やモニタリング体制の整備、及び、広く利害関

係者が確実に利用できる事後的な申立て制度の設置が必要であるとした。終章では、以上の検討を通じて明らかになった点を総括している。

本論文は、まず、排出枠等をめぐる権利義務関係には、汚染物質の削減という制度目的の達成を目指す制度管理者と排出枠等の取得者との関係を規律する公的側面と、その目的の効率的な実現のために私人間に認められた権利・利益を規律する私的側面の2つの側面があり、次元の異なる2組の権利義務関係から構成されているという排出枠等をめぐる権利・義務の基本的構成を明らかにした。その上で、公的及び私的側面における権利・義務の内容を精緻化するとともに、公的側面と私的側面の権利・義務は、理論上は区別されるものの、運用においては相互に影響しあうこと、制度目的実現の観点から、私的側面の権利に一定の制限が課されうことは当然だが、他方、制度運営者からの介入に対して、私的側面の権利の十分な保護が保障されていなければ活発な取引は行われず、結果的に効率性だけでなく、そもそもの削減の実現も危ういものとなることを、現実の問題となった余剰排出枠の取消等の措置や排出枠等の詐欺・盗難事件の分析を行うことによって明らかにし、効率的な削減を実現するという制度目的に照らして、両側面の権利・義務の均衡のありようと具体的な制度改善の方策を示したところに意義がある。

さらに、排出枠等の法的性質を論じる理論・学説において、排出枠等の取得者は取得に際して他者の権利を侵害しないという倫理的な義務があるとの指摘を取り上げ、特に、排出枠等が森林等の環境資源を利用して創出される場合、その環境資源に関わる他者の権利等と衝突が生じたり、他者の権利の侵害が生じる可能性があることを実際に生じた CDM の事例を分析することで示し、その具体的な解決方法を提示した。

これらの知見は、えてして排出枠等の私的側面における権利の「財産権性」にのみ着目して議論する傾向のあった排出枠等の法的性質をめぐる学術研究において、包括的な新しい視角を提供することで大きく貢献するものである。加えて、現在進行しているパリ協定の下での市場メカニズムの設計や日本における導入という法政策・法制度の設計を考えるに当たっても有用である。

本論文については、削減クレジットが排出量取引制度の下で取引されうることとも考えると、排出枠と削減クレジットをどこまで明確に分類して権利義務の特質を論じることが適切か、二酸化硫黄や温室効果ガスといった対象の違いによって権利・義務に差異が生じるか、本論文で示された知見が排出量取引制度を生むに至った経済学の理論展開に照らしていかに位置づけられるのか等、より精緻な理論化を行うことが必要であるが、それは今後検討されるべき課題である。

よって本論文の提出者である長谷代子氏は、博士（法学）の学位を授与される資格があるものと判定した。